

☆この「契約概要のご説明」は、海外旅行保険・国内旅行傷害保険の商品内容をご理解いただくために、特に重要な事項を記載したものです。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします(特に不利益となる記載事項には★印を付けております。)

☆「契約概要のご説明」は、ご契約に関するすべての事項を記載したものではありません。詳細につきましては、パンフレット、ご契約のしおり、普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. 海外旅行保険、国内旅行傷害保険のしくみおよび引受条件等

(1) 保険のしくみ

海外旅行保険、国内旅行傷害保険(以下「旅行保険」といいます。)は、旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者(補償の対象となる方をいいます。以下同様とします。)がケガをされた場合などに保険金をお支払いします。

(2) 補償内容

① 主な支払事由(保険金のお支払対象となる事故)

お支払いする主な保険金は次のとおりです。詳細につきましては、普通保険約款・特約等でご確認ください。なお、海外旅行保険の各保険金は、各々の特約をセットした場合にお支払いの対象となりますので、セットする特約でご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて、180日以内に死亡された場合に、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額をお支払いします。
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。
疾病死亡保険金	次のいずれかに該当した場合に、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 ア、海外旅行中に病気が原因で死亡した場合 イ、海外旅行開始後に発病した病気が原因で、旅行終了後72時間以内に医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、旅行終了後に発病した病気については、病気の原因が旅行中に発生したものに限り、 ウ、海外旅行中に感染した特定の感染症(コレラ、ペスト、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱など)によって、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合
海外旅行保険 治療・救援費用 保険金 ※治療・救援費用 保険金の「傷害 治療費用」「 疾病治療費用」 の各補償のうち、 必要な補償のみを 選択してご契約 いただくことも できます。詳細に ついては、	次の事由に該当し、かかった治療費用・救援費用などに対して、1回のケガまたは病気につき治療・救援費用保険金額を限度に実際の支出額で社会通念上妥当な金額をお支払いします。ただし、日本国外におけるカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術を受けたことにより要した費用に対しては保険金をお支払いしません。 ●傷害治療費用部分 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けた場合にお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限り、 ●疾病治療費用部分 次のいずれかに該当した場合にお支払いします。ただし、初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限り、 ア、海外旅行開始後に発病した病気が原因で、旅行終了後72時間以内に医師の治療を受けた場合。ただし、旅行終了後に発病した病気については、病気の原因が旅行中に発生したものに限り、 イ、海外旅行中に感染した特定の感染症(コレラ、ペスト、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エ

取扱代理店または弊社までお問い合わせください。	ボラ出血熱など)によって、旅行終了日からその日を含めて30日以内に医師の治療を受けられた場合 ●救援費用部分 海外旅行中に次のいずれかに該当した場合等に、保険契約者、被保険者または被保険者の親族の方が実際に支出した費用 ^(注) をお支払いします。 ア、被保険者が搭乗している航空機・船舶が遭難した場合 イ、事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または3日以上継続した入院をされた場合 ウ、海外旅行中に病気により死亡した場合、または海外旅行中に発病した病気により、海外旅行中に医師の治療を開始しその後も治療を受けられた場合で、海外旅行が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡、もしくは3日以上継続した入院をされた場合 (注) 次の費用が対象となります(費用によっては、お支払いの限度額等があります)。 捜索救助費用/救援者の現地までの交通費/救援者のホテルなど宿泊施設の客室料/現地からの移送費用/救援者の渡航手続費、現地での諸雑費/遺体処理費用など
海外旅行保険 「疾病に関する 応急治療・救援 費用補償特約」 に係る治療・救 援費用保険金	●治療費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化 ^(注) により医師の治療を受けられた場合に、実際の支出額で社会通念上妥当な金額かつ同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。 ●救援費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化 ^(注) により3日以上継続して入院された場合に、保険契約者、被保険者または被保険者の親族の方が実際に支出した額で社会通念上妥当な金額かつ同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。 (注) 「症状の急激な悪化」とは、海外旅行中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。 ※1 治療費用部分・救援費用部分のお支払い額は、1回の病気につき合計で300万円が限度となります。ただし、治療・救援費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救援費用保険金額が限度となります。 ※2 医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限り、また、住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。
賠償責任 保険金	海外旅行中に誤って他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、損害の発生または拡大を防止するために要した費用、争訟費用、緊急措置費用などもお支払いできる場合があります。なお、被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者が法律上の損害賠償責任を負ったときにもお支払いします。
携行品損害 保険金	海外旅行中に、携行品 ^(注) が盗難(紛失、置き忘れは対象となりません。)・破損・火災などの偶然な事故にあつて損害を受けた場合に、1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計で5

海外旅行保険		万円)を限度として損害額に対して保険金をお支払いします。 お支払いする保険金は、携行品損害保険金額をもって保険期間中の限度とします。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超えるご契約の場合には、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を限度とします。 (注)「携行品」とは、カメラ、宝石、衣類など被保険者が所有または海外旅行開始前にその旅行のために無償で借り入れた身の回り品をいい、現金や小切手などを除きます。
	旅行中の事故による緊急費用	海外旅行中に生じた予期しない事故 ^(注) が原因で、被保険者が負担を余儀なくされた①交通費、②ホテル等客室料、③食事代、④国際電話料等通信費、⑤渡航手続費、⑥旅行サービス取消料、⑦身の回り品購入費などの費用に対して保険金をお支払いします。 お支払いする保険金は、①～⑥の合計で旅行中の事故による緊急費用保険金額をもって保険期間中の限度とします。ただし、③食事代は保険金額の10%を保険期間中の限度とします。また、⑦身の回り品購入費は、①～⑥とは別に、保険金額の2倍を限度とします。 (注)「海外旅行中に生じた予期しない事故」とは、公的機関、交通機関、旅行会社などによって事故の発生が証明されるものに限ります。

国内旅行傷害保険	保険金の種類	保険金をお支払いする場合
	死亡保険金	国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ただし、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額をお支払いします。
後遺障害保険金	国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院の日数に対して、180日を限度に、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては入院保険金はお支払いできません。	
手術保険金	ケガの治療のため、所定の手術を受けられた場合に、次の計算式によって計算した金額を手術保険金としてお支払いします。 イ. 入院中に受けた手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×10倍 ロ. イ. 以外の手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×5倍 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。	
通院保険金	国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合に、通院の日数に対して、90日を限度に、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては通院保険金はお支払いできません。	

★② 保険金をお支払いできない主な場合

旅行保険では、次に該当する事由によって生じたケガ・病気に対しては保険金をお支払いしません。なお、詳細につきましては、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

<p><共通> ◇妊娠、出産、早産または流産 ◇酒気帯び運転、無資格運転、麻薬などにより正常な運転ができないおそれのある状態での運転中に生じた事故 ◇被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ◇頸(けい)部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛などで医学的他覚所見のないもの ◇戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等による事故(テロ行為によって生じたケガは特約により保険金のお支払対象となります。) <共通以外> ◇疾病・心神喪失(例えば、歩行中に疾病により意識を喪失し転倒したためケガをした場合など)(国内旅行傷害保険)</p>
--

◇ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山(フリークライミングを含みます。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中に生じた事故(国内旅行傷害保険)
 ※海外旅行保険では保険金のお支払対象となりますが、あらかじめ割増保険料を支払われた場合を除き、保険金を削減してお支払いします。
 ◇旅行開始前または終了後に発生したケガ、旅行開始前に発病した病気による治療費用(海外旅行保険の疾病に関する応急治療・救済費用補償特約がセットされている場合で、疾病に関する応急治療・救済費用保険金のお支払いの対象となっている場合を除きます。) など

(3) セットできる主な特約およびその概要

旅行保険にセットできる特約につきましては、パンフレット、ご契約のしおりでご確認いただくか取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(4) 保険期間(保険のご契約期間)

旅行保険の保険期間は旅行期間に一致させてご契約ください。この保険では、旅行期間とは旅行のために住居を出発してから住居に帰るまでをいいます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、申込書等にてご確認ください。

(5) 引受条件(保険金額等)

ご契約いただく保険金額の設定につきましては、次の点にご注意ください。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険金額につきましては、申込書等にてご確認ください。

- ① 保険金額は被保険者の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。
- ② 入院保険金日額、通院保険金日額は、それぞれ他の補償項目の保険金額との関係で上限が定められています。
- ③ 次のいずれかに該当する場合は、死亡・後遺障害保険金額(他の傷害保険・積立保険・共済契約等の保険金額を含みます。)が1,000万円を超えるご契約のお申込みはできませんのでご了承ください。
 - ・被保険者の年齢が保険始期日時点で満15歳未満の場合
 - ・被保険者がご契約について同意(署名)されていない場合
 ただし、海外旅行保険の場合、ご旅行の内容によっては、1,000万円を超えるご契約のお引受けが可能な場合もございますので、ご希望の場合には、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

2. 保険料

保険料は、被保険者の年齢(海外旅行保険のみ)、保険種類、保険金額、保険期間、旅行中に行う運動等により決定されます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、申込書等にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法

保険料は、ご契約時一括してお支払いください。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

※包括契約方式の場合は、払込方法が異なります。

4. 満期返れい金・契約者配当金

旅行保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約のお取扱いと解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の際の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。

保険会社等の相談・苦情・連絡等

弊社への相談・苦情・お問合せ、ならびに事故が起こった場合等につきましては、重要事項説明書Ⅱ記載の窓口までご連絡ください。



2015年3月作成版

☆この「注意喚起情報のご説明」は、海外旅行保険、国内旅行傷害保険のご契約に際して、ご契約者にとって不利益となることなどがらなど、特にご注意ください事項を記載したものです。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします(特に不利益となる記載事項には★印を付けております。)

☆「注意喚起情報のご説明」は、ご契約に関するすべての事項を記載したものではありません。詳細につきましては、パンフレット、ご契約のしおり、普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

★1. クーリングオフについて

・保険期間が1年を超えるご契約については、契約の申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除(以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。クーリングオフは《ハガキのご記入例》を参考に書面でお申出ください。お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、弊社あてに必ず郵送してください(8日以内の消印有効)。以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

・保険期間が1年以下の契約	・営業または事業のための契約
・法人または社団・財団等が締結された契約	・質権が設定された契約
・第三者の担保に供されている契約	・「保険契約の継続に関する特約」がセットされた契約

・クーリングオフの場合には、既にお払込みいただいた保険料はお返しいたします。また弊社および取扱代理店・仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、弊社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

表面(宛先)

〒330-9311
埼玉県さいたま市浦和区
土木崎二丁目七番五号
日新火災海上保険株式会社
クーリングオフ係 行

裏面(記載事項)

下記の保険契約をクーリングオフします。
ご契約者住所:***
氏名:*** 印
電話番号:
自宅***
携帯***
申込日:平成*年*月*日
保険の種類:***
証券番号:***
(または領収証番号***)
取扱代理店または仲立人名:

★2. 告知義務と通知義務等について

(1)ご契約締結時における注意事項(告知義務)

ご契約者または被保険者には、次の事項(告知事項)について弊社にお申出いただく義務(告知義務)があります。申込書に記載されたこれらの告知事項の内容が事実と違っている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

海外旅行保険、国内旅行傷害保険の普通保険約款では告知事項は、以下の事項となります。

- ① 被保険者が旅行中に従事する職業または職務(海外旅行保険)
- ② 他にご加入の傷害保険契約(積立保険を含みます。)*共済契約の有無(有の場合はその内容)(海外旅行保険、国内旅行傷害保険 共通)

(2)ご契約締結後における注意事項(通知義務等)

ご契約後に、次の①の事項(通知事項)に変更がある場合には、遅滞なく弊社にお申出いただく義務(通知義務)があります。申込書または保険証券に記載されたこれらの事項に変更がある場合は遅滞なくご通知ください。ご通知がない場合には、保険金が削減されることがあります。また、②に変更がある場合には、通知いただけなかったときは、重要なお知らせやご案内ができないことがありますので、必ず弊社へご連絡ください。

- ① 被保険者が旅行中に従事する職業または職務を変更した場合(海外旅行保険)
職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または就いていた職業を辞めた場合を含みます。
- ② 転居等によるご連絡先・ご住所等の変更(海外旅行保険、国内旅行傷害保険 共通)

(3)ご契約締結後における注意事項(保険契約のお引受けの範囲)

- ① 旅行中に従事する職業が下記の職業またはそれと同等以上の危険を有する職業に変更となる場合には、保険契約を解除させていただくことがあります(海外旅行保険)。

オートテスター(テストライダーをいいます。)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、その他身体・生命の危険度の高い職業

- ② 他の保険契約等^(注)との重複によって、被保険者にかかる死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされると認められる場合、保険契約は解除させていただくことがあります(海外旅行保険、国内旅行傷害保険 共通)。

(注)「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

(4)ご契約締結後における注意事項(保険契約の失効)

被保険者が死亡した場合には、保険契約は失効します。

★3. 死亡保険金受取人の指定について

死亡保険金受取人を特定の^(注)方に指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままご契約をされた場合、保険契約は無効となります。なお、企業等がご契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とするご契約については、被保険者のご家族等に対し、保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

4. 保険責任の開始について

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時(セットされる特約等にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に始まります。保険料は、ご契約と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じたケガ・病気または損害に対しては保険金をお支払いできません。

★5. 保険金をお支払いできない主な場合等

重要事項説明書Ⅱに記載の「保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

また、この保険では、次のいずれかに該当する事由等がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いいたしません。

- ◇保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合
- ◇保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ◇被保険者または保険金受取人が保険金の請求に対して詐欺を行った場合 など

★6. 事故が発生した場合のお手続きおよび保険金のお支払時期について

(1)事故が発生した場合について(事故の通知)

この保険契約で補償される事故が発生した場合は、30日以内に取扱代理店または弊社にご連絡ください。

この通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、保険金が削減されることがあります。

(2)保険金の請求に必要な書類等について

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類等のうち当社が求めるものをご提出ください。

- ① 保険金請求書
- ② 傷害状況報告書
- ③ 公の機関の事故証明書または第三者による事故証明書等の事故が発生したこともしくは事故状況等を証明する書類
- ④ 後遺障害または傷害の程度または疾病の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書、入院日数または通院日数を記載した病院等の証明書類

⑤ 印鑑証明書または戸籍謄本等の被保険者であることまたは相続人であることが確認できる書類
 ※上記は例示であり、事故の種類・内容に応じて、上記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後に、弊社より改めて提出が必要な書類等のご案内をいたします。

(3) 保険金のお支払時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付を完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いします。

なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限ってお支払時期を延長させていただくことがあります。

- ① 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合
- ② 専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 など

(4) 賠償責任危険補償特約をセットされている場合について

損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

(5) 保険金の代理請求について

保険金の種類により、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合に、代理人の方(配偶者(法律上の配偶者に限ります。)、3親等以内の親族)が被保険者に代わって保険金を請求できる代理請求制度がありますので、本制度について代理人の対象となる方々へ是非お知らせください。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

7. 保険料の払込猶予期間等の取扱いについて

旅行保険では、保険料の払込猶予期間はありません。

8. 保険契約の解約と解約返れい金

(1) 解約のお手続きについて

ご契約後、保険契約を解約される場合には、取扱代理店または弊社にお申出いただいたうえで、所定の書類をご提出いただく必要があります。

(2) 被保険者による解約について

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、一定の条件を満たす場合には、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(その被保険者に係る部分に限ります。)の解約を求めることができます。

(3) 解約時の保険料返還について

ご契約者のお申出によりご契約を解約された場合は、特に特約等による定めがない限り、解約日までのご契約の期間に応じて、所定の計算方法による保険料を返還します。

★9. 契約者保護制度について

引受保険会社が破綻した場合などには、保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。なお、損害保険会社が破綻した場合の契約者保護のための制度として「損害保険契約者保護機構」があり、下表の補償割合で契約が保護されます。

<損害保険契約者保護機構による旅行保険の補償内容>

保険種類	保険金	解約返れい金など
旅行保険	破綻後3か月以内の保険事故	100%
	破綻後3か月経過後の保険事故	80%

上記内容の詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせいただくか、下記をご参照ください。

- 日新火災ホームページ <http://www.nisshinfire.co.jp/>
- 損害保険契約者保護機構ホームページ <http://www.sonpohogo.or.jp/>

<その他ご注意ください>

1. 補償の重複

次表の特約等(補償条項を含みます。)のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約等や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください^(注)。

(注) 1 契約のみに特約等をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約等の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約等>

特約	補償の重複が生じる他の保険契約の例
① 賠償責任危険補償特約	総合補償保険の個人賠償責任補償条項
② 携行品損害補償特約	総合補償保険の携行品損害補償条項
③ 治療・救済費用補償特約	総合補償保険の救済者費用等補償条項
④ 旅行中の事故による緊急費用補償特約	他にご契約の海外旅行保険の旅行中の事故による緊急費用補償特約

2. ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、下記の「相談・苦情・連絡窓口」までご照会ください。

3. ご契約が共同保険契約である場合について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。弊社は幹事保険会社として他の引受保険会社を代理代行して保険料の受領、証券の発行、保険金の支払、その他の業務または事務を行います。

お客さま情報の取扱いについて

弊社は、保険契約に関して取得する個人情報を、保険契約の履行のために利用するほか、弊社、東京海上グループ各社および提携先企業の取り扱い商品・各種サービスのご案内・ご提供ならびに保険契約の締結、契約内容変更等の判断の参考とするために利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。

なお、保健医療などの特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。

詳細につきましては、日新火災ホームページ(<http://www.nisshinfire.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または弊社営業店までお問い合わせください。

保険会社等の相談・苦情・連絡等

○弊社の相談・苦情・連絡窓口

弊社への相談・苦情・お問合せは、下記にご連絡ください。

フリーダイヤル 0120-17-2424[受付時間:9:00~17:00(土日祝除く)]

○指定紛争解決機関

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会の「そんぽADRセンター」に解決の申立てを行うことができます。

ナビダイヤル 0570-022808[受付時間:9:15~17:00(土日祝除く)]

IP 電話からはナビダイヤルをご利用いただけませんので、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp/>)をご確認いただき、最寄りのそんぽADRセンターにご連絡ください。詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

事故が起こった場合のお手続き

○事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合には、取扱代理店または弊社へご連絡ください。平日夜間、休日の場合には、次のサービス24へご連絡ください。

フリーダイヤル 0120-25-7474[受付時間:24時間・365日]

※海外旅行において事故が起こった場合には、直ちに、日新火災海外総合サポートデスクまたはクレームエージェントにご連絡ください。詳細につきましては、「海外旅行保険ハンドブック」をご覧ください。



2015年3月作成版

ご契約内容確認事項（意向確認事項：旅行傷害用）

2016年5月改定
(2016年5月以前始期契約にも使用可能)

この「ご契約内容確認事項（意向確認事項：旅行傷害用）」は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客さまのご希望（ご意向）に沿った内容であること、お申込みをいただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各確認事項について、再度ご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、ご確認にあたり、ご不明な点や疑問点等がございましたら、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

確認 1	本保険は以下の場合に補償する保険です。ご意向に合致しているかご確認ください。
---------	--

お申込みいただく商品	補償内容
海外旅行保険	海外旅行行程中にケガや病気をした場合等を補償
国内旅行傷害保険	国内旅行行程中のケガにより、入通院したり、亡くなったりした場合等を補償

確認 2	ご希望の「ご契約の型」・「保険金額（ご契約金額）」・「保険期間（保険のご契約期間）」等となっていることをパンフレット・申込書でご確認ください。
---------	---

*保険金額（ご契約金額）および保険期間（保険のご契約期間）がご希望に沿った内容になっていることをご確認ください。

*申込書に記載された被保険者（旅行者）、旅行先、旅行の目的に誤りがないかご確認ください。

*お支払いいただく保険料・保険料払込方法をご確認ください。

確認 3	ご加入いただく保険商品が以下の点でお客さまのご希望に沿った内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。
---------	---

*補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合など）がご希望に沿った内容になっていることをご確認ください。

*重要事項説明書の「補償の重複」をご確認ください。

確認 4	申込書への記載漏れ・記載誤りがないかをご確認ください。
---------	-----------------------------

*本保険は旅行中に行う運動等の種類によっては保険料の割増が必要となります。保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いするための必要項目となりますので、事前に右記【割増が必要な運動等】をご確認のうえ、割増を必要とする運動等を行う場合はご契約前にお申出ください。

【割増が必要な運動等】

運動等の種類	割増が必要な運動等
山に関するスポーツ	山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用する場合） ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）
空に関するスポーツ	航空機操縦 スカイダイビング ハンググライダー搭乗 超軽量動力機（モーターハンググライダー、ウルトラライト機、マイクロライト機等）搭乗 ジャイロプレーン搭乗 等
冬のスポーツ	リュージュ、ボブスレー、スケルトン
スピードレース等 （競技※ 競争※ 興行※ 試運転） ※そのための練習を含みます。	自動車、オートバイ、モトクロス ゴーカート、ジムカーナ モーターボート、水上オートバイ（ジェットスキー、マリジェット、サーフジェット） スノーモービル 等

 日新火災海上保険株式会社

2015年10月作成版

QX009-G 2016.1(新) (5/7)